平成２１年（フ）第３３７号
福岡県久留米市小森野２丁目１番５―506号
債務者　吉原美千代
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３３９号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目19番18号　セジュール幸Ⅱ203号
債務者　高石　隆浩
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３４１号
福岡県久留米市小森野２丁目１番５―202号
債務者　荒木　勤治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３４６号
福岡県久留米市国分町６番地63
債務者　大橋　了子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３５０号
福岡県小郡市小郡325番地３　サンハイツ寺崎105号
債務者　大野　照和
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３５１号
福岡県小郡市小郡325番地３　サンハイツ寺崎105号
債務者　大野貴美子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３５９号
福岡県久留米市荒木町下荒木956番地５
債務者　永松　敦子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第７５号
福岡県柳川市三橋町垂見449番地１　サンハイツ大橋Ｂ棟102号
債務者　永井　信也
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
福岡県柳川市金納425番地　若竹寮
債務者　平川　智子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
山口県下関市山の田東町７番39―102号
債務者　松本　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７９３号
北九州市小倉南区南若園町８番８―201号
債務者　野村　克己
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３９４号
鹿児島県鹿児島市春日町３番28号
債務者　田中美代子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町4174番地１
債務者　華江　道弘
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
鹿児島県鹿児島市下福元町1721番地１
債務者　上村　梨恵
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
鹿児島県鹿児島市喜入瀬々串町3133番地
債務者　小村　貴浩
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
鹿児島県鹿児島市新照院町23番15号新照院ビル401号
債務者　山　由美子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
鹿児島県鹿児島市山田町364番地サンステージＢ103号
債務者　大山　るみ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５２４号
鹿児島県鹿児島市平川町1123番地１　２Ｆ
債務者　広濱　雅美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係